

令和6年度 VR等を活用した研修システム作成事業業務委託仕様書

児童福祉司、児童心理司等の実践的な研修機会を確保するため、子どもの虹情報研修センター（以下「虹センター」という。）において実施するVR等を活用した困難家庭への家庭訪問などのテーマ設定に応じた研修システムを作成する。

1. 目的

各都道府県等は、年々増加する児童虐待相談件数に対応するべく、これまでも国が策定した児童虐待防止対策総合強化プラン等に基づき児童福祉司等の増員を図ってきているが、急速に人材確保を進めてきたことから、経験の浅い児童福祉司等が占める割合が高くなっているほか、業務量に加え、児童相談所の対人援助業務は心理的な負担も非常に大きく、心身の不調で長期休暇を取得する又は退職する者も多い現状にある。

また、国においては、一昨年（2023年）の12月に新たな児童虐待防止対策総合強化プランにおいて、引き続き各都道府県等における児童福祉司等の増員を図ることを決定し、児童福祉司等の人材確保を支援しており、そのためには、経験の浅い児童福祉司等の人材育成や定着のための新たな取組が重要である。

このため、児童相談所等が子どもを守るための本来の機能を十分に発揮できるよう、各児童相談所等における職員の人材育成・定着の支援に資するVR等の新しい技術を用いた研修教材を開発することを目的とする。

2. 業務委託内容

児童相談所の児童福祉司等、特に任用されてから援助業務の経験が浅い者が今後経験することが想定される心理的負担が大きいと考えられる対人援助業務について、予め擬似的に体験すること等により、児童福祉司等の心理的負担を軽減し、スキルを向上させるためのVR等の新しい技術を用いた研修教材等を作成する次の(1)～(4)の業務を委託する。

(1) 作業実施計画書の策定

受託者は、契約締結後、速やかに本業務全体の作業設計を行い、作業概要、作業体制、推進スケジュール、成果物、コミュニケーション管理、課題管理、リスク管理等を記載した作業実施計画書を作成すること。また、作成後、速やかに虹センターに提出し、承認を受けた上で業務を遂行すること。

(2) 研修コンテンツの制作

研修コンテンツは次の①及び②のとおり制作する。

① シナリオの策定

受託者は、虐待が疑われる家庭への訪問を想定し、虹センター等が提供する情報に基づいて、シナリオを策定すること。策定に当たっては、設定としての人物（キャラクター）、場面（シーン）等の素材を提案し、2(4)の事業検討委員会において協議した上で、シナリオを1つ作成すること。

例えば、以下のようなテーマでのシナリオが想定される。

- ア 衛生的な観点からネグレクトが疑われる家庭への訪問時の保護者等とのやりとり
- イ 189経由で近隣から泣き声通告があった家庭への訪問時の保護者等とのやりとり
- ウ 一時保護を行ったこどもの保護者に対する告知（保護者とのやりとり）
- エ 一時保護中のこどもに対する面会を要求する保護者とのやりとり
- オ 面前DVで繰り返し警察から書類通告が来る家庭への訪問時の保護者等とのやりとり
- カ 自己都合で面接等の約束を何度もキャンセルする保護者への対応（保護者とのやりとり）

② VRコンテンツの制作

2(2)①で作成したシナリオに基づくVRコンテンツを開発すること。VRコンテンツの再生時間、場面数等については、2(3)のトライアル研修の内容を踏まえ、最適なものを提案すること。

(3) トライアル研修の企画・実施

2(2)②で制作したVRコンテンツを活用した「トライアル研修」を次の①及び②のとおり企画・実施すること。

① 研修実施手引きの作成

研修の実施に当たっては、人材育成・定着等の課題の解消につながるような検証ポイントを設定し、課題の検証が可能なプログラムを提案すること。その上で、研修を実施する際の手順や、研修プログラムそのものを定義した研修実施手引きを作成すること。

② トライアル研修の運営

研修の参加者や実施場所等について、検証ポイントを踏まえた最適な人数等を提案し、虹センターと協議の上で決定すること。

(4) 事業検討委員会の企画・運営

学識経験者、児童相談所関係者等からなる事業検討委員会を設置し、2(2)研修コンテンツの制作に係る意見聴取を行うこと。なお、受託者は事業検討委員会の開催・運営のため、次の①～③を行うこと。

① 事業検討委員会の委員の選任及び連絡

委員の選任に当たっては、虹センターと協議を行うこと。また、委員会の開催に当たり、日程調整等の事務手続きの案内をすること。

② 会議資料の作成

受託者は、委員会の開催に必要な資料を虹センターと協議の上で作成し、事前に委員に送付すること。

③ 議事の記録

受託者は議事を記録し、委員会終了後、速やかに虹センターに送付すること。

(5) 効果検証の実施及び報告書の提出

2(3)トライアル研修の開催後、設定した検証ポイントに対する効果測定を実施した上で、

その内容を報告書として取りまとめること。その際、新たな課題等を抽出し、次年度以降の研修実施等に活かせるような内容とすること。

3. 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4. 納品する成果物、納品期限

納品に当たっては、委託元が本契約終了以降も活用することが可能となることを前提に、権利関係の整理、技術的な対応等の必要な処理を行うこと。

成果物名	内容	納品期限
1. 作業実施計画書	作業概要、作業体制、スケジュール、成果物、コミュニケーション管理、課題管理、リスク管理等を記載したもの。	契約締結後、2週間以内
2. シナリオ	VRコンテンツとして設定されるもの1つ。	令和7年3月31日
3. VRコンテンツ	シナリオ1つ分。	令和7年3月31日
4. 研修実施手引き	VRコンテンツを用いて研修する際の手順や、研修プログラムを記載したもの。	令和7年3月31日
5. 報告書	トライアル研修の実施に際して設定した検証ポイントに対する効果測定を実施した上で、その内容を報告書として取りまとめたもの。	令和7年3月31日

5. 受託条件

受託者は以下の全てを満たす者であること。

- (1) 受託者は、契約締結後、速やかに業務責任者、連絡担当者等を選任し、虹センターに報告すること。また、適宜、打合せや報告等を行い、必要な場合には、業務責任者が立ち会うこと。
- (2) 受託者は、情報セキュリティを担保する能力を証明するため、「プライバシーマーク付与認定」、「ISO/IEC27001 認証(国際規格)」、「JIS Q 27001 認証(日本産業規格)」のうち、いずれかを取得していること。
- (3) 受託者は、プロジェクト管理能力等の組織品質を証明するため、「ISO/IEC9001:2015 認証(国際規格)」、「CMMI レベル3以上」のうち、いずれかを取得していること。
- (4) 受託者は、以下の類似の事業での実績を有していること。また、このほかに有用な実績がある場合には、有用性の理由と共にそれを示すこと。
 - ・ 公的機関での実証事業の実績
 - ・ 研修・人材育成の実績

- ・VRコンテンツを活用した研修の実績
- ・VRコンテンツの開発実績

6. 著作権等

- (1) 本事業により作成される成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に定められた権利を含む。）は、全てこども家庭庁に譲渡すること。
- (2) 第三者が権利を有する著作物を使用する場合には、著作権、肖像権に厳重な注意を払い、当該著作物の仕様に関して一切の手続を受託者において行うこと。
- (3) 本仕様書に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら虹センターの責めに帰す場合を除き、受託者は自らの責任と負担において一切の処理を行うこと。

7. 機密保持等

- (1) 本事業を実施するに当たって、業務上知り得た情報の開示、漏洩、又は本業務以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。関係者等に対しメールによる連絡をする場合にあっては、他の受信者の情報が閲覧できないようBCC機能により送信するなど、個人情報等（他の受信者の個人情報以外の情報を含む）の流出防止に万全を期すこと。
- (2) 受注者の責任に起因する情報の漏洩等により損害が発生した場合は、それに伴う弁済等の措置はすべて受注者が負担すること。
- (3) 業務の一部を委託する場合は、委託先との契約においても守秘義務を課すこと。
- (4) この項目について受託者は、契約期間の終了後においても同様とする。

8. その他

- (1) 受託者は、以下のスペックを有するVRデバイスを5台用意し、同デバイスでVR研修を実施できるようにすること。なお、このデバイスは契約以降もこども家庭庁及び虹センターにおいて、継続的に利用できるようにすること。

- ・スタンドアローン型のVRデバイス
- ・OpenXR※規格に準拠
- ・CPU：Snapdragon XR2以降
- ・ストレージ容量：128GB以上本事業を通じて制作したコンテンツの権利は、委託元に属することを前提とすること

※ OpenXR（オープンエクサアール）：<https://www.khronos.org/openxr/>

- (2) 令和7年度以降、本事業で制作したVRコンテンツを用いて研修をしたり、シナリオを追加してVRコンテンツを拡充開発したりすることを想定し、稼働環境等は汎用的なものを想定すること。また、拡張性のある手法でコンテンツを制作すること。
- (3) 受託者は、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」、「こども家庭庁セキュリティポリシー」及び「横浜市情報セキュリティ管理規定」を遵守し、本事業の実施における情報セキュリティ確保のための体制を整備すること。
- (4) VRコンテンツを開発する環境は、受託者で用意すること。なお、制作したVRコンテンツ

の編集・加工が必要な場合に、開発する環境に依存することなく、それが可能になるよう汎用性のある手法で実装すること。

- (5) 本業務の遂行に当たっては、業務内容を十分理解し、虹センター担当者と密に連絡を取りながら誠実に履行すること。
- (6) 本仕様書に記載されていない事項及び疑義が生じた場合には、虹センター担当者に速やかに連絡を取り、対応を協議すること。